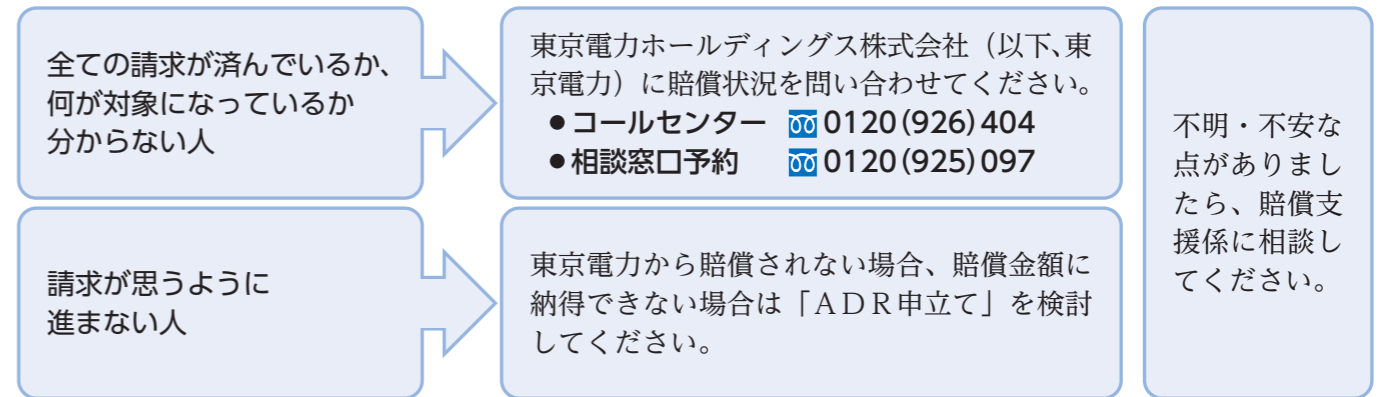


# 令和3年3月で「原発事故」から10年

## ～原子力損害の賠償請求はお済みですか～

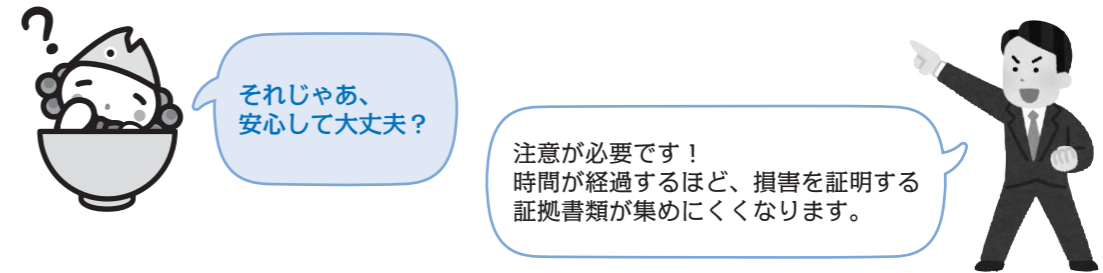
原子力損害の賠償請求の時効は「損害および加害者を知ったときから10年」です。



### 時効とは

- ① 「原発事故、後10年（令和3年3月）で、一律に賠償請求権が時効を迎えるわけではありません。「損害および加害者を知ったとき（賠償請求をできるようになったとき）」から10年となります。また、東京電力は、時効の「起算点」を「賠償請求の受付をそれぞれ開始したとき」としています。
- ② 請求手続中に時効で請求できなくなることはありません。「訴訟やADRの仲介手続中は時効が成立しない」と法律で定めています。また、東京電力は、「直接請求の手続中に、時効を理由に賠償請求を断らない」としています。
- ③ 東京電力が、時効により請求権が消滅したことを主張しない限り、時効は成立しません。さらには「被害を受けた人たちが時効によって不利益を受けないよう、それぞれの事情を十分踏まえて真摯に対応する」としています。

※時効について詳しくは文部科学省ホームページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1335890.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1335890.htm)  
 をご覧ください。



ここから下は広告です。

### 「ADR申立て」とは

「原子力損害賠償紛争解決（ADR）」は、「裁判」とは異なる制度です。  
 東京電力への損害賠償請求の有無にかかわらず、「ADR申立て」は可能です。特に、精神的な損害の賠償として、避難中に①要介護状態であった②身体・精神障害があった③重度・中度の持病があった④家族の介護をしていた⑤家族がばらばらになった⑥妊娠中であった⑦乳幼児の世話をしていた⑧避難所を転々としたなどの事例に該当する人は、簡単な手続で和解成立となる場合が数多くあります。

	A D R	裁 判
主体など	国の機関として弁護士資格を有する仲介委員が和解を仲介	裁判所で手続
基本姿勢	中立・公平（被災者に配慮）	中立・公平
手数料など	無料（通信費など一部自己負担あり）	有料
対応	調査官が電話で申立人の事情・考えなどを確認し、必要書類を整理	当事者の責任で主張を立証し、民事訴訟法などに基づき手続
解決方法	和解案を提示（令和元年12月時点、和解成立実績は8割以上）	和解または判決



でも、いろいろと手続が難しそう...

簡単な申立書をADRセンターに提出すれば、仲介委員が面談や電話で事情などを確認し、解決を目指します。



乳幼児と一緒に避難生活について「ADR申立て」をしました。簡単な申立書以外に提出書類はなく、調査官には、電話で苦勞したことを話しました。申立て中に、東京電力から「賠償の対象にならない」という答弁書が2回届きましたが、最終的には、仲介委員が慰謝料の増額を認め、和解が成立しました。担当の仲介委員には、とても親身に対応してもらい、相談しやすく助かりました。  
 （「ADR申立て」で和解した町民(30代女性)の感想）

※「ADR申立て」について詳しくは、今月号同封の「原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターから皆さまへ」を確認するか、原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター（☎0120(377)155）にお問い合わせください。

☎ 総務課賠償支援係 ☎ 0240(34)4638

ここから下は広告です。